

港区立狸穴公園等の管理運営に関する基本協定書の変更協定書

港区（以下「甲」という。）とアメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ（以下「乙」という。）は、令和4年4月1日付けで締結した「港区立狸穴公園等の管理運営に関する基本協定書」（以下「原協定」という。）第50条の規定に基づき、原協定の一部変更について、次のとおり協定を締結し、令和5年4月1日から適用する。

1 原協定第5条に次の1号を加える。

(23)一の橋公園

ア 所在地 港区東麻布三丁目9番1号

イ 施設概要 4,997.19平方メートル

2 原協定第20条第1項を次のように改める。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関連法令及び別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。

3 原協定別紙1「個人情報等取扱いに関する特記事項」を別紙1のように改める。

4 基本協定書別添業務基準書を別紙2のように改める。

本変更協定の締結に証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年3月17日

甲 港区芝公園一丁目5番25号

港区

港区長 武井雅昭 印

乙 アメニス・ケイミックス・日比谷花壇グループ
代表団体

港区三田四丁目7番27号

株式会社日比谷アメニス

代表取締役 伊藤 幸男 印